

議案第5号

佐倉市子ども・若者応援基金条例の制定について

佐倉市子ども・若者応援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市こども・若者応援基金条例

(設置)

第1条 こども・若者（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定により市が策定することとなる計画において支援の対象となる者をいう。）が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会を築くための事業（以下「事業」という。）を推進するため、佐倉市こども・若者応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、市民、事業者等が基金への積立てを指定した寄附金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例の一部改正)

2 佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例（平成21年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) こども・若者（佐倉市こども・若者応援基金条例（令和7年佐倉市条例第 号）第1条のこども・若者をいう。）の心身の健全育成に関する事業

第4条第1項第9号中「同条第9号」を「同条第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 前条第9号に規定する事業に指定された寄附金 佐倉市こども・若者応援基金

第5条第2項中「同条第9号」を「同条第10号」に改め、同条第3項中「第3条第9号」を「第3条第10号」に改める。